

議案第五六号

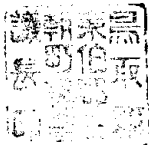
三朝町特別会計設置条例の一部を改正する条例について  
別紙の通り三朝町特別会計設置条例の一部を改正する。

昭和三十一年六月二十三日提出

三朝町長 坂出 雅 己

昭和卅九年六月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 矢田 秀雄



(提案理由)

賦産区所有地に森林開墾公園と分収造林並に保育作業を実施するための必要町費を  
予算化するものである。

三朝町特別会計設置条例の一部を改正する条例

三朝町特別会計設置条例（昭和三十九年三朝町条例第一号）の一部を、次のように改正する。

第一条の表に次の表を加える。

三朝町財産区特別会計	財産区
------------	-----

第二条の表に次の表を加える。

財産区特別会計	財産区財産より生ずる生産物、使用料、その他雑収入
	財産区財産の維持管理費、一時借入金、の利息、造林事業（新植、補植、保育、作業道の設置並に補修） その他の雑支出金

附 則

この条例は公布の日から施行し、昭和三十九年四月一日より適用する。